

## 消費者行政に関する市町村アンケート(H27.10.1 現在)結果から

<全 54 市町村からの回答による>

## ☆「消費者安全確保地域協議会」の設置について

1 高齢者や障害者などを見守る仕組み、いわゆる「見守りネットワーク」の有無

有:24 無:30

2 「消費者安全確保地域協議会」の設置(第1回会議の開催)の状況

(1)設置済	:0	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2"> <table border="0"> <tr> <td>新規設置</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>既存組織活用</td> <td>2…活用方法</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>1</td> </tr> </table> </td> <td rowspan="2"> <table border="0"> <tr> <td>既存組織に役割付加</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>既存組織の下部組織又は附属組織</td> <td>1</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>新規設置</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>既存組織活用</td> <td>2…活用方法</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>1</td> </tr> </table>	新規設置	1	既存組織活用	2…活用方法	不明	1	<table border="0"> <tr> <td>既存組織に役割付加</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>既存組織の下部組織又は附属組織</td> <td>1</td> </tr> </table>	既存組織に役割付加	1	既存組織の下部組織又は附属組織	1
<table border="0"> <tr> <td>新規設置</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>既存組織活用</td> <td>2…活用方法</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>1</td> </tr> </table>	新規設置			1	既存組織活用	2…活用方法	不明	1	<table border="0"> <tr> <td>既存組織に役割付加</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>既存組織の下部組織又は附属組織</td> <td>1</td> </tr> </table>		既存組織に役割付加	1	既存組織の下部組織又は附属組織	1
	新規設置		1											
既存組織活用	2…活用方法													
不明	1													
既存組織に役割付加	1													
既存組織の下部組織又は附属組織	1													
(2)設置予定	:4													
(3)設置予定なし	:50													

・主な理由:既存の見守りネットワーク、別組織があるため

検討中又は今後検討予定、他の自治体の状況により今後検討

5万人未満のため

3 「消費者安全確保地域協議会」の構成員(団体)を対象とした研修会(\*)が開催された場合の活用見込み

\*福祉関係者や宅配事業者などに対して、消費生活に関する知識を学んでいただくもの

活用したい:38 活用しない:16

・「活用しない」主な理由:協議会未設置・設置予定がないため

検討中のため

人員・体制の不備、該当する団体がない

参 考 :

□「消費者安全法」の改正により…

<消費者安全確保地域協議会>

国及び地方公共団体の機関であって、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会を組織することができる。(第11条の3第1項)

⇒地方消費者行政強化作戦:

政策目標5 「見守りネットワーク」の構築…人口5万人以上の全市町